

## **質問12** 協会活動従事者への対価の支払いについて

(該当箇所: p.17、特設委員会の終了と継続、p.93、厚労省需給検討会)

委員会等の協会活動は全員ボランティアでやっておられると思います。かなりの時間と労力を割かれていると思いますが、このような協会に寄与されている方々に対して、対価を支払うことはできないのでしょうか？

## **回答**

現在、役員はじめ、部員・委員など約600名の会員が協会活動に従事しています。その活動にあたって、旅費・宿泊費はお支払し、活動中の事故等を補償するために傷害保険にも加入しています。しかし、ご質問にありましたような対価、日当などの報酬の支払につきましては、理事会でも何度か検討してきましたが、予算的にお支払いする余裕がなく、現在に至っています。目下、協会組織の抜本的な改編に向けて作業を行っていますが、その中で引き続き検討していきたいと思っております。